

芦屋町ふるさと応援寄附金推進業務公募型プロポーザル(企画提案) 実施要領

1 目的

本実施要領は、芦屋町ふるさと応援寄附金推進業務の受託候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

芦屋町ふるさと応援寄附金推進業務

(2) 業務の内容

別紙「芦屋町ふるさと応援寄附金推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、候補者の提案内容等に応じて仕様を変更することがある。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※ 業務を継続して委託することに支障がないと芦屋町（以下「町」という。）が認める場合は、町と候補者の双方合意の上、本契約を1年間更新することができるものとし、以後も同様とする。

※ 運用開始予定日は令和7年4月1日とし、契約締結日から運用開始前日までは、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし委託料は発生しないものとする。

(4) 提案上限額

前提として、算定の基礎となる数字は、寄附目標額：120,000,000円、寄附件数：10,250件とし、寄附金額：120,000,000円のうち「さとふる」サイトを通じての寄附分を除く寄附金額：60,000,000円、寄附件数：5,125件を想定

(ア) 【仕様書「5 業務概要 (1)～(6)、(8)～(11)」の手数料】
寄附金額の6.6%（税込み）

(イ) 【仕様書「5 業務概要 (7)」の単価】
1通あたり210円（税込み）

(ウ) 参考（寄附の推移）

年度	寄附件数 (件)	寄附金額 (円)	各サイトの割合 (%)				
			さとふる	チョイス	楽天	ふるなび	A N A
令和4年度	14,959	121,458,500	83	5	7	2	3
令和5年度	3,794	44,409,500	55	14	18	6	7
令和6年度	388	6,019,000	53	14	29	3	1

※令和6年度は、令和6年9月1日現在の数値

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書等の提出締切時点で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (2) 企画提案書等提出時において、町から指名停止を受けていないこと。

ただし、企画提案書等提出後から契約締結までの間に、町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 法人の代表又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (5) 法人の代表又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (6) 暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力または関与している者でないこと。
- (7) 他の地方自治体で仕様書「5 業務概要」と同様の業務について過去3年間での受託実績があること。

4 スケジュール

手続内容	日程
公募開始（実施要領等の配布開始）	令和6年9月25日（水）
質問の受付期限	令和6年10月4日（金）
質問票に対する回答期限	令和6年10月10日（木）
参加表明書等提出期限	令和6年10月16日（水）
企画提案書等提出期限	令和6年10月25日（金）
第1次審査（書面審査）結果通知	令和6年11月1日（金） 予定
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年11月12日（火） 予定
第2次審査結果通知	令和6年11月19日（火） 予定
契約締結予定日	令和6年11月29日（金） 予定

5 質問及び回答

(1) 受付期限

令和6年10月4日（金）午後5時15分まで

(2) 提出書類

質問票（様式1）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 回答

令和6年10月10日（木）までに、質問票を提出したすべての事業者へ質問者を伏せ一覧にまとめ、電子メールで回答

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類（各1部）

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 役員名簿【別添1（様式2関係）】

(ウ) 同意書【別添2（様式2関係）】

(2) 提出期限

令和6年10月16日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

郵送または持参（※郵送の場合は必着）

(4) 参加辞退

参加表明書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届（様式は任意とする）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 参加申込書（様式3） 1部

(イ) 企画提案書（様式4） 8部

※企画提案書の内容・項目を満たしていれば独自様式でも可とする

(ウ) 見積書及び内訳書（任意様式） 8部

(エ) 会社概要及びこれまでの実績がわかる資料（任意様式） 1部

(オ) 業務実施体制（任意様式） 8部

※共同企業体での参加の場合、構成員ごとの業務分担を明記すること

(カ) 国税、都道府県民税、市町村税に未納がないことが証明できる書 1部

(2) 提出期限

令和6年10月25日（金）午後5時15分まで

※提出期限後の提出書類の差し替え・追加は一切認めない。

(3) 提出方法

郵送または持参（※郵送の場合は必着）

8 審査方法等

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、「芦屋町ふるさと応援寄附金推進業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、事業者に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

- (ア) プロポーザルに参加した事業者（以下「応募者」という。）は、仕様書に基づき具体的な提案を行うこととし、別表 1 に示す審査基準が確認できるものとする。ただし、仕様書にない事項であっても、提案を行うことは妨げない。
 - (イ) 応募者が1者であっても、申請内容が参加資格に適合する場合、審査を実施する。
 - (ウ) 選定結果は、応募者全員に対して通知するとともに、第 2 位以上の事業者名については、順位をつけて公表する。
 - (エ) 選定については非公開とし、選定内容についても、公表しない。
 - (オ) 審査の結果、適切な事業者がないときは、候補者なしとする場合がある。
- (3) 第 1 次審査（書類審査）
- (ア) 応募者が多数の場合は、提出された企画提案書等を基に第 1 次審査を行い、上位 4 者以内のものを第 2 次審査の参加者とする。
 - (イ) 第 1 次審査の審査結果は、令和 6 年 11 月 1 日（金）に、町ホームページ上に上位 4 者を公表するとともに、応募者全員に電子メール及び文書で通知する。
- (4) 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）
- (ア) 第 1 次審査合格者は令和 6 年 11 月 12 日（火）（予定）に行う選定委員会において、プレゼンテーションを行う。開催時間・場所等については、別途通知する。
 - (イ) 審査時間は 1 社につき 35 分以内とする。（説明 20 分、質疑 15 分）
 - (ウ) 参加人数は 3 名以下とする。
 - (エ) パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始前の 5 分以内とする。なお、スクリーン、プロジェクターについては町が準備する。
 - (オ) プレゼンテーションは非公開とする。

9 審査基準

評価項目、配点等は別表 1 のとおりとする。なお、各選定委員会委員が採点した総合評価点の合計点を参考に選定委員会において優先交渉者を

選定するとともに第3位まで順位をつける。

10 契約の締結

- (1) 候補者選定後、契約締結に至るまでの間に、提案内容を踏まえて委託内容、経費等の詳細について協議及び調整を行い、締結するものとする。
- (2) 優先交渉者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、または、参加資格に該当しないと認められる場合、優先交渉者と町の契約締結交渉が不調となった等は、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、プロポーザルへの参加資格を失う場合がある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 指定されたプレゼンテーションの時間に正当な理由なく遅れた場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるものの他に、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

12 その他留意事項

- (1) 申請事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (2) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について問合せを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出後の企画提案書等の差替え、訂正及び再提出をすることはできない。ただし、やむを得ないと認められる事情があり、あらかじめ町の了承を得た場合はこの限りでない。

- (6) 企画提案書の著作権は各申請事業者に帰属する。ただし、芦屋町が選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等については、芦屋町情報公開条例（昭和 61 年第 38 号）の規定に基づき公開することがある。

13 書類提出及び問合せ先

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

芦屋町 企画政策課 シティプロモーション係

TEL : 093-223-3571 (直通) FAX : 093-223-3927

E-mail : furusato@town.ashiya.lg.jp

別表 1

評価項目		評価基準	配点
1	業務実施体制・ 業務計画	業務を適正かつ確実に実施できる人員配置・ 業務体制となっているか。業務計画は妥当か。	5点
2	同種業務の実績	同種の業務について、他自治体での豊富な受 託実績があるか。	5点
3	ポータルサイトの 自治体・返礼品ペ ージの管理	返礼品のイメージ写真の撮影、ページデザイ ンの作成等に関する技術・ノウハウを有してお り、類似の返礼品を取り扱う他自治体との差別 化を図るための工夫はあるか。	10点
4	事業者への支援	① 既存返礼品のブラッシュアップのための支 援はあるか。 ② 事業者向け説明会や事業者訪問等、事業者 への支援体制は充実しているか。	15点
5	事業者・返礼品の 新規開発	新規事業者及び新規返礼品を開拓するための 営業や情報収集など具体的な対策はあるか。	15点
6	寄附者への対応 (コールセンター 業務)	① 寄附金受領証明書やワンストップ特例申請 書などの書類発送について、スムーズな対応 となっているか。 ② 寄附者からの問合せ・苦情に迅速丁寧に対 応できる体制となっているか。 ③ 配送遅延、梱包箱破損などのトラブルにも 対応できる体制となっているか。	10点
7	広報・プロモーシ ョン・認知対策	町の魅力を広く発信し、認知度を向上させる ための情報発信やSEO対策 ^(※1) など寄附者の目 を引きやすい対策・工夫はあるか。	10点
8	自治体支援	町ふるさと納税担当者へのふるさと納税に関 する知識、専門的知見からのアドバイス等の定 期的な情報提供や、返礼品事業者と町担当者の 関係性を強化する取組は十分か。	10点
9	募集経費 5 割以下 に向けた工夫	配送料を安価にする工夫など、寄附金募集に 係る経費を 5 割以下とするための有効な対策は あるか。	5点

10	独自提案	町にとって有益な独自提案はあるか。	5点
11	見積価格	提案内容にあった適切な価格となっているか。	5点
12	セキュリティ意識	個人情報保護の意識を持っているか。	5点
評価点			100点

※1 インターネットで情報を検索する際検索の上位に表示させるための対策のこと。